

オーストリア・フォラールベルク州における地方自治体間の財政力格差

山本, 健兒
九州大学 : 名誉教授

<https://doi.org/10.15017/6788255>

出版情報 : 経済学研究. 89 (5/6), pp.21-52, 2023-03-30. Society of Political Economy, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :



オーストリア・フォラールベルク州における 地方自治体間の財政力格差

山 本 健 児

1. はじめに
 2. ゲマインデによる公共サービスとインフラストラクチャー整備
 3. 連邦・州・ゲマインデ間の財政調整と州間のゲマインデ財政力格差
 - 3.1 オーストリアにおけるゲマインデをめぐる財政調整の概要
 - 3.2 オーストリアの州単位でみたゲマイン
 4. フォラールベルク州におけるゲマインデ間の財政力格差
 5. おわりに
- 注
文献
Summary in English

1. はじめに

本稿は、オーストリアの最西端に位置する人口と面積のいずれも小規模な州であるフォラールベルク州内に、社会経済に関する空間的格差が存在するか否か、あるとすればどのような格差なのか、問題にするほどの格差がないとすればそれは何故なのかという問題関心のもとで、ゲマインデ (Gemeinde) 間即ち基礎的地方自治体間に財政力格差があるか否かを明らかにすることを目的とする。これを研究課題とする意義について最初に説明しておきたい。

世界、国、あるいは1国内のサブナショナルな地域といったスケールを異にする空間それぞれの内部に、どのような社会的経済的格差が存在しているのか、それは何故なのかという問題の探究は、多くの経済地理研究者や各レベルの

政策立案者にとって重要な研究課題であると認識されてきた。住む場所を良好な生活を送ることができる環境にしたいという望みは誰もが持つであろうし、政治家や行政に携わる人々にとってもそれは重要な政策課題であると考えられてきたからである。

良好な生活を送ることができる環境か否かは、たった1つの指標だけで判定できるものではないが、その一つに住民の生活に関わる公共サービスの提供やそのためのインフラストラクチャーの整備がある。インフラストラクチャーとは市場機構によっては十分に整備されがたい物理的構築物を本来意味する、とひとまず理解できる。もちろん、この用語は金融の仕組みや社会保障などの制度を意味すると理解されることもあり、物理的構築物だけを意味するわけで

は必ずしもない。しかしその原義が、住民や企業の活動を円滑ならしめるために必要な物理的構築物、例えば道路、港湾、上下水道、電力設備などを意味していたことは、例えば Cowie (1989) や Wahrig (1975) など、英独の標準的な辞典をみれば分かる¹⁾。

市場機構によっては十分な水準で整備され難い、あるいは供給され難いとなれば、政府あるいはこれに準ずる組織によって整備・供給されなければならない。当然のことながら政府は中央政府だけでなく地方政府もあり、地方政府は、中央政府のすぐ下に位置づけられるサブナショナルな領域（州や県）を管轄する政府と、さらにその下位に位置づけられる郡や基礎的地方自治体などを合わせた複層形態を取ることが多い。そして、どのレベルの政府がどのようなインフラストラクチャーの整備や公共サービスの提供を担当するかは、国によって異なりうる。

本稿の研究対象とするオーストリアは、9つの州からなる連邦国家であり、各州は基礎的地方自治体としてのゲマインデから構成される。オーストリアでは州の間にも、各州内のゲマインデ間でも経済力に差があり、それ故それぞれの地方政府が整備すべきインフラストラクチャーを良好にして住民に公共サービスを提供するために、経済力を高めたいと首長が考えるようになるのは不思議なことではない。

しかし、各地域の経済力の差がインフラストラクチャーの整備水準や公共サービスの地域格差を生み出さないようにするために、中央政府と地方政府の間で、あるいは地方政府どうしの間で財政調整を行なう仕組みは民主主義国であればどこでも構築されるであろうし、オーストリアもその例に漏れない。オーストリア国内における政府間財政調整の仕組みは非常に複雑で

あり、その全貌を理解するのは容易でないが、結果として州間や州内ゲマインデ間での財政力に大きな格差が生まれないようにしていると推測される。つまり、社会的経済的な地域格差を問題にするような状況にはなっていないのではないかと推測される。オーストリアの連邦政府は、長期にわたってオーストリア社会主義党 (SPÖ: Sozialistische Partei Österreichs、現在のオーストリア社会民主党 SPÖ: Sozialdemokratische Partei Österreichs) とオーストリア国民党 (ÖVP: Österreichische Volkspartei) の連立政権の下にあった時期が長く続き、平等を重視する勢力の影響が強かったからである²⁾。

しかし、そのオーストリアですら、ゲマインデのインフラストラクチャーの整備水準や公共サービスを充実させるためにはゲマインデの財政力を高める必要があり、そのために企業誘致を考える首長はいたし、現在でもいる。その結果として企業誘致をめぐるゲマインデ当局と住民との間で軋轢が起きることはある。事実、2010年代にフォアールベルク州では、州政府によって緑地保全地帯に指定されている場所の土地用途指定転換を図り企業誘致を実現しようとしたゲマインデがある。そこでは首長や進出を企図する企業と、緑地保全地帯の維持を重視する住民との間に軋轢が起き、企業誘致を阻止するための住民運動が起きた。それは企業誘致による経済力増強よりも、自然あるいはこれと密接に関係する農村的空間の保持の方が重要であるとする住民がいたからである³⁾。

本稿の目的はその住民運動の具体を描くことではなく、軋轢の一因となったゲマインデ首長の主張、すなわち財政力を高めるためには企業誘致が必要であるとする主張が妥当か否かを判断するために、どの程度の財政力格差がゲマイ

ンデ間にあるのかを解明することにある。そのために、まず、オーストリアのゲマインデの役割の具体について述べる。ついで、ゲマインデの財政を理解するための基礎的な事項、すなわちオーストリアの財政調整制度におけるゲマインデの位置づけについて概説する。それを踏まえて、フォラールベルク州のゲマインデ間の財政力の差を明らかにする。最後に本稿の結論と今後の研究課題について述べる。

2. ゲマインデによる公共サービスとインフラストラクチャー整備

オーストリアにおける地方公共団体としてのゲマインデは、オーストリア憲法第5篇「自治」第116条第1項において、「自治の権利を持つ領域団体であるとともに行政区でもある。あらゆる土地はいずれかのゲマインデに帰属しなければならない。」と規定されている⁴⁾。

その第2項で、「ゲマインデは独立した経済組織体であり、一般的な連邦法と州法の制限内であらゆる種類の資産を所有し、獲得し、利用して、経済的な事業を遂行し、財政憲法の枠内で予算を執行し、租税を課す権利を持つ」と規定されている。ここで言う「経済的な事業」とは、利益をあげるための企業家としての活動という意味では勿論ない。民間企業によるのでは適切な供給が困難な公共サービスを行なうということであり、そのための施設を建設して維持管理することを意味する。また財政憲法（Finanzverfassung）とは、連邦、州、ゲマインデの間での財政的な関係に関する原則を定めた法律を意味する。具体的にどの税をどの政府が徴収し、どのレベルの政府にどのように配分するかを定めるのは財政調整法（Finanzausgleichsgesetz）である⁵⁾。

ゲマインデの機能についてオーストリア憲法はその第118条第1項において「ゲマインデの活動範囲はそれ固有のものと、連邦あるいは州から委任されたものから成る」と定めている。自治体であると同時に国や州の行政執行機関でもあるということの意味する。またその第3項において11項目の活動が、「1. ゲマインデ機関の任用、2. ゲマインデ職員の任用、3. ゲマインデ領域内の安全、4. 交通路の管理、5. 農耕地の保全、6. 市場（いちば）秩序の維持、7. 特に救援と遺体埋葬の分野での住民の健康に関わる事項、8. 良風美俗に関わること、9. ゲマインデ領域内の建築・消防・空間計画、10. 裁判所に関わらない争いごとを調停するための公共施設、11. 動産の自由な販売」と列挙されている⁶⁾。

上に列挙された活動が具体的に何を意味するのか、分かりやすいとは言えない。ゲマインデに関して各州政府も「ゲマインデ行政の組織に関する法律」、略して「ゲマインデ法」を制定しており、フォラールベルク州の場合、全103条からそれが構成されている⁷⁾。その第2編「ゲマインデの活動範囲」第16条から第19条において、同州にあるゲマインデが果たすべき機能について規定しているが、連邦法と同様に抽象的な文言から成っており、分かりにくい。

そうした連邦や州の法律の文言よりも、図1がゲマインデの機能を明快に示している。これは、フォラールベルク州の全ゲマインデが加盟しているフォラールベルクゲマインデ連合（Vorarlberger Gemeindeverband）が発行した文書に描かれている図である。これには、フォラールベルクに存在する96のゲマインデすべての2017年における活動の成果が、次のように記されている。

- ・廃棄物処理 廃棄物のうち85%をリサイクル。
- ・古紙リサイクル 30,627トンの古紙を、60,386の古紙回収ボックスで収集。
- ・再生可能エネルギー源による発電 発電の99%が再生可能エネルギー由来。
- ・救急活動 救急車配備17か所、1,800名の自由意思に基づく救急隊員。
- ・建物 1,800棟がゲマインデ所有になる。95の建築現場、66のリサイクル施設。
- ・看護 66の看護団体で335名の看護師が8,293名の病人を看護。
- ・介護 35の公共介護施設で1,503名分の要介護者収容能力。
- ・警察。
- ・道路建設維持補修と近距離公共交通（バス）に4,500万 € / 年を投資。
- ・図書館 80のゲマインデ図書館、年間69万3千人の利用者。
- ・クラブ活動支援 クラブ（ドイツ語でのVerein）数は4,784。
- ・独居者支援拠点50か所で2,102名が支援員として活動し、5,200名を支援。
- ・幼稚園（3歳～5歳） 251か所、9,978名の幼児、152名の保育士、514の遊戯グループ。
- ・保育園（3歳～5歳） 5,084名の保育園児。
- ・プール 屋内プールが5、屋外プールが31、湖水・河川での水浴施設8か所。
- ・学校 311校、うち263が義務教育学校、177名の生徒の学童保育。
- ・消防 122か所の自警消防署と8,563名のボランティア消防団員。
- ・自転車道 816km。



図1 フォアールベルク州におけるゲマインデの活動に関する概念図

出所：Vorarlberger Gemeindeverband (Hrsg.) (2019) *Und was haben sie die letzten 70 Jahre so getan?* S.22-23.

注：原図はカラー表示である。

- ゲマインデ道 5,558km。
- 上水道 3,600km。
- 下水処理施設 35か所。
- 159,000名のボランティア。
- 96名の首長、うち7名が女性。

これらの活動を、「生活の基本的諸機能 (Daseinsgrundfunktionen)」⁸⁾、即ち居住、労働、陶冶 (教育)、調達、保養、共同社会への参加、交通という機能に即して整理するならば、そして後に廃棄物処理もこの基本的諸機能の1つに加えられたので、合計8つの基本的諸機能に照らしてみるならば、ゲマインデの主要な機能は、廃棄物処理 (下水施設を含む)、陶冶 (保育、義務教育学校、図書館)、各種の公共サービスの調達 (看護・介護・救急・消防・上水・電力)、交通 (道路の維持補修・近距離交通)、保養 (プール・自転車道・ゲマインデ道)、共同社会への参加 (ボランティア活動、各種のクラブ活動、首長選出など) に整理できる。なお、例えばゲマインデ道や自転車道は週末や夕方などの散歩やサイクリングといった保養だけでなく交通という機能にも関係するし、図書館もまた陶冶だけでなく保養に関係すると解釈可能である。

そして、こうした諸機能をゲマインデ領域内のどの場所に配置するのが適切なのかを考えるという意味で空間計画が重要になる。図1では空間計画という用語が明示されていないが、ゲマインデ内のどの土地をどの機能の遂行のために活用するのか、この問題を決定する権限は本来、連邦政府や州政府にではなく、ゲマインデに属することが、前述したようにオーストリア憲法第118条第3項の9で規定されているのである。

ただし、先に紹介したオーストリア憲法第116条第2項には、連邦法と州法の制限内でゲマイ

ンデの活動が可能という趣旨のことが規定されているし、第116a条によってゲマインデはその機能を発揮するために単独としてではなく、ゲマインデ連合を結成して他のゲマインデとの協力のもとでその機能を発揮できることが定められているので、空間計画がゲマインデ単独で決定できるわけではないこともありうる。

さらに、筆者のフォラールベルクでの見聞から、例えば義務教育のための小学校 (Volksschule、国民学校と直訳できる) とは別に楽器演奏や歌唱などを子供たちが学ぶことのできる音楽学校 (Musikschule) のあるゲマインデがあちこちにある。これはゲマインデが単独で、あるいはいくつかのゲマインデが協力して設立したものであり、そこでの音楽教師もまたゲマインデの予算で雇用される。ただし、フォラールベルク州政府からの支援がある⁹⁾。小学校や中等教育学校の教員の給与はオーストリアでは連邦と州の両政府が負担するが、これら義務教育学校の建物と設備はゲマインデの予算によって整備されるのである。

以上から、生活の質を左右するインフラストラクチャーや、特に保育や看護・介護のためのサービスの質を左右する要因として、さらにゲマインデによる文化的事業の実行を左右する要因として、ゲマインデの財政力があることは明らかであろう。

3. 連邦・州・ゲマインデ間の財政調整と州間のゲマインデ財政力格差

オーストリアにおけるゲマインデの財政は、連邦政府及び9つの州の財政と密接な関係を持っている。諸州間でもゲマインデ間でも経済力の差があるが、どのレベルの政府であれ各々

の経済力によってではなく、各スケールの社会全体としての必要に応じた公共サービスを担保するために財政調整がなされている。それもレベルを異にする政府間での垂直的財政調整だけでなく、同じレベルの地方政府間での水平的財政調整が実行されており、その全体像を把握するのは容易ではない。

日本語で読めるオーストリアの財政調整制度を解説したものとしては管見の限りで野田(2003)と雑誌『地方財政』に連載された安藤・キルヒナー(2005abcd; 2006)しかない。これらを読めば、特に後者の一連の論考を読めばオーストリアのゲマインデ財政に関する制度についてはある程度理解できるが、フォラールベルク州政府が刊行した『ゲマインデ財政統計2015年版』(Amt der Vorarlberger Landesregierung, Landesstelle für Statistik 2017a)に記載されている租税公課の名称と必ずしも一致しない用語が使われているので、本稿の目的にとってそれら日本語文献は十分な有用性を持っていない。それは、オーストリアの連邦・州・ゲマインデの間の財政調整の具体が4年間を期限とする時限立法としての「財政調整法」によって定められており、上記諸論文のいずれも2000年代初めの状況を描いているからであって、それ故近年の状況と異なっているからと推測される。また野田(2003)と安藤・キルヒナー(2005abcd; 2006)のいずれもオーストリアの地方財政制度を解説してはいるが、ゲマインデについてはオーストリア全国のゲマインデすべてを合計した数値、あるいは各州単位で合計された数値を提示しているだけであり、州内のゲマインデ間の差異について解説していない。

そこで、筆者なりに2010年代半ば以降にオーストリアで刊行された同国の地方財政に関する

文献に依拠して、同国のゲマインデ財政の概要を理解するための基本的事項を述べておきたい。

3.1 オーストリアにおけるゲマインデをめぐる財政調整の概要

オーストリアにはゲマインデを束ねる団体としてオーストリア都市連合(Der Österreichische Städtebund)とオーストリアゲマインデ連合(Österreichischer Gemeindebund)とがある。前者は1915年に結成された団体(Verein)であり、首都や各州都を始め都市として位置付けられているゲマインデと人口1万人以上のゲマインデが会員となっている¹⁰⁾。後者は1947年に結成された団体で、オーストリアの全ゲマインデ2093のうち2082が会員となっている。これにウィーンは加盟していない¹¹⁾。人口規模の大きな都市も会員になっていないと考えられる。

フォラールベルク州の96ゲマインデすべては上記団体のうち後者の会員となっているし、州都ブレーゲンツや人口1万人を超えるゲマインデは前者の会員でもあるから、少なからぬゲマインデが2つの異なるゲマインデ連合に加盟していることになる。この2つの団体はゲマインデの利害を代表することがオーストリア憲法第115条第3項で定められている¹²⁾。したがって財政調整法が定期的に改定される際に、連邦政府は2つの団体と協議しなければならないし、各州政府がゲマインデに関わる法律の制定・修正や政策を遂行するには各州別に組織されているゲマインデの連合団体と協議しなければならない。

オーストリア都市連合と密接な関係を持ち、公共政策に関する調査研究やコンサルタント機能を持つKDZ行政管理研究センター(KDZ Zentrum für Verwaltungsforschung)¹³⁾が発行した

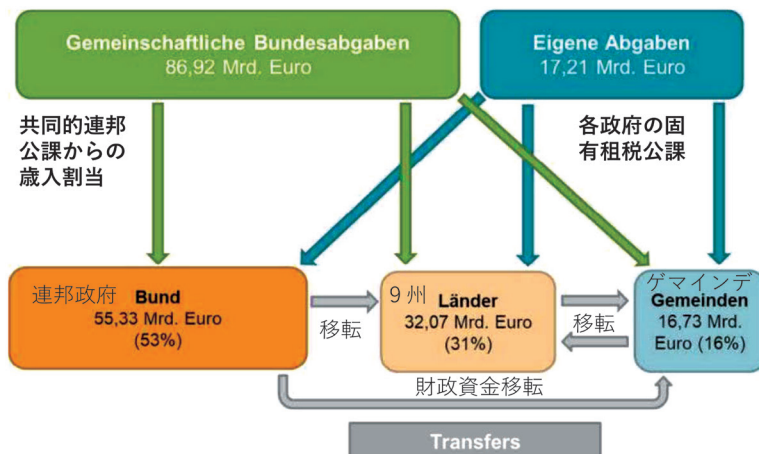
Mitterer und Pichler (2020) が、オーストリアの財政調整制度の中でのゲマインデの位置づけについて分かりやすい解説をしているので、これに依拠して以下、ゲマインデの財政制度について解説する。

財政調整という用語は、歳入のみにして適用される概念ではなく、連邦、州、ゲマインデという3段階の政府（公共団体）それぞれが果たすべき役割、その役割に応じたそれぞれの歳出、そしてそれぞれの歳入の3側面を統合する用語である。どの政府がどのような政策課題に対応するかという問題は時代とともに変わりうるし、これに伴ってどのような租税公課をどの政府が徴収するのか、そしてどの政策に3段階の政府が共同で対応するのか、それともいずれかのレベルの政府の歳出に委ねるのか、といった問題が絡み合うので、財政調整は決して歳入面だけの問題ではない。しかし、徴収した租税公課をどのように諸政府間に分配するのか、という問題を中心に財政調整が語られることも事

実である。これを狭義の財政調整という。

3段階の政府は、各固有の歳入（租税公課）を持つ一方で、3段階の政府全体にとっての共通税収もある。これは連邦政府がいったん徴収した後で3段階の政府に分配される。その上で、連邦政府から諸州政府やゲマインデへの資金移転、各州政府からその領域内のゲマインデへの資金移転、そしてゲマインデから各所属州政府への資金移転がなされる。

図2から分かるように、オーストリアでは3段階の政府それぞれの固有公課（Eigene Abgaben）の合計額は、共同的連邦公課（Gemeinschaftliche Bundesabgaben）、即ち三者共通の公課としていったん連邦政府が徴収した後で3段階の各政府に分配する公課総額に比べて、圧倒的に少ない。しかし、共同的連邦公課の3段階の各政府への分配と、連邦政府から州政府やゲマインデへの財政資金移転及び州政府とゲマインデの間での財政資金移転、即ち狭義の財政調整によって、3段階の政府それぞれの機能を果たすため



Quelle: KDZ: eigene Darstellung 2020 auf Basis BMF: Unterlagen zum Finanzausgleich 2018; Statistik Austria: Gemeindefinanzdaten 2018.

図2 連邦・諸州・ゲマインデの間の財政調整に関する概念図

出所：Mitterer und Pichler (2020: 7) に日本語を補足。

注：原図はカラー表示である。

に最終的に支出可能な歳入が確保されることになる。2018年¹⁴⁾におけるその最終的な分配比率は、連邦政府が全歳入の約53%、諸州全体が約31%、ゲマインデ全体が約16%を占めた。

連邦政府とゲマインデの各固有公課は相対的に多く、州政府の固有公課は非常に少ない。しかし財政調整の結果として9つの州政府の歳入合計はゲマインデ全体の歳入合計よりも多くなる。共通の財布とも言える共同的連邦公課から諸州政府が受け取る歳入割当 (Ertragsanteil) が多いからである。しかし諸州政府への歳入割当よりも圧倒的に多くの割当が連邦政府に対して与えられる。共同的連邦公課からは、災害基金と看護・介護基金への繰り入れがなされるし、EUへの分担金も差し引かれる。その上で、3段階の各政府に共同的連邦公課から歳入割当が分配される。その分配比率は2018年において連邦政府が約64%、諸州政府全体が約19%、ゲマインデ全体が約13%だった。

ゲマインデにとって主要な固有税収源は地方自治体税 (Kommunalsteuer) 即ち各ゲマインデに立地する事業所で就業する人たちの賃金・給与に対して一定比率で課せられて企業が納入する租税¹⁵⁾、各種の料金・手数料 (上水道、下水道、廃棄物収集に関わる料金がその主たるもの)、固定資産税の3種類であり、これら以外にも様々な税収がある。その中にはツーリズムに関わる租税公課がある。

諸州にとっての固有税収源は住宅建設支援金に対する税金である。ウィーンはゲマインデであると同時に州でもあるので、地方自治体税や固定資産税と住宅建設支援金税を固有税収源とする。ウィーン市のホームページでの説明によれば、住宅建設支援金税とは社会保険に類似しており、被雇用者の賃金給与に応じて税額が変

わり、その半分を被雇用者が、残りの半分を雇用主が負担する¹⁶⁾。

連邦政府にとっての主要な固有税収源は連邦政府による家族政策のための基金に繰り入れられる雇用主負担金 (Dienstgeberbeitrag) であり、これは雇用主が被雇用者に支払う賃金給与に対してかけられる負担金である¹⁷⁾。

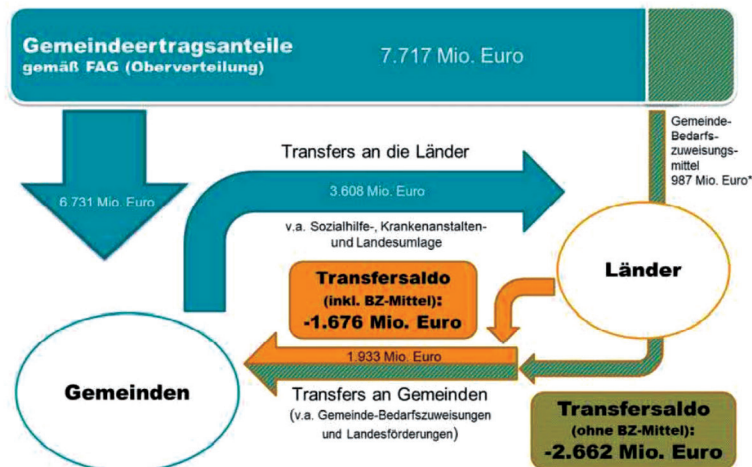
共同的連邦公課は、オーストリア連邦政府財務省のホームページによれば、売上税 (Umsatzsteuer)、賃金税 (Lohnsteuer)、法人税 (Körperschaftsteuer)、石油税 (Mineralölsteuer)、査定所得税 (veranlagte Einkommensteuer)、自動車保険税 (Motorbezogene Versicherungssteuer)、資本収益税 (Kapitalertragsteuern) から構成される¹⁸⁾。これらの租税公課の中で大きな比重を占めるのは売上税と賃金税であり、いずれも共同的連邦公課総額の約35%を占めており、2021年においてこの2つの税源で共同的連邦公課総額の70%を超える。

共同的連邦公課からのゲマインデに対する割当額は、①連邦・諸州・全ゲマインデへの第1次的な垂直的財政調整¹⁹⁾、②各州内のゲマインデに分配するために諸州全体に一括して割り当てた金額からの州間水平的財政調整 (いわゆる諸州ボール皿 = 諸州共通財布)²⁰⁾、③州内ゲマインデ間水平的財政調整²¹⁾ の3つのプロセスを経て決まる (Mitterer und Pichler 2020: 10)。3つのプロセスそれぞれについての詳細な説明は複雑になるので割愛するが、上記②に示したゲマインデに割り当てるための諸州共通財布では、医療・介護の需要が重視されるし、ゲマインデの人口規模が大きくなれば共同的連邦公課からの割当が多くなる仕組みになっている。上記③でもゲマインデの人口規模が大きくなるほどより多くの割当がなされる仕組みとなっている。その理由として人口

規模の大きなゲマインデはゲマインデ内の消費者需要に応ずるだけでなく、複数のゲマインデから構成される地域の消費者需要にも応ずる機能 (eine regionale Versorgungsfunktion)、即ち中心地機能を果たすがゆえに、それだけ財政需要も大きくなるからであるとされている (Mitterer und Pichler 2020: 16)。総括的にみれば、人口や医療キャパシティによって財政調整による受取額がほぼ決められるとみてよい。

共同的連邦公課からゲマインデに割り当てられた金額が、ゲマインデが利用できる最終的な歳入に組み入れられるわけではない。そこからさらに、3段階の政府間の財政資金移転がなされる。共同的連邦公課とは別に、連邦からゲマインデに対して移転される財政資金がさほど多くないけれどもある。それは2018年において5億1600万 €だった。その趣旨は財政力の強化、近距離交通支援、ゲマインデ独自の投資支援などである (Mitterer und Pichler 2020: 17)。

州とゲマインデの間での財政資金移転は複雑である。州からゲマインデへの移転だけでなく、ゲマインデから州への移転もあるからである。2018年には、共同的連邦公課からゲマインデに割り当てられるべき財政資金77億1700万 €のうち約9億8700万ユーロが、「ゲマインデの必要に応じた割当資金 (Gemeinde-Bedarfszuweisungsmittel)」という名称で州政府に対して移転された (図3)。これを各州政府は各州内ゲマインデに分配した。したがって差額の67億3100万ユーロ (ママ) が連邦共同公課から全国のゲマインデに直接分配された。この67億3100万ユーロのうち36億800万ユーロが社会的扶助や医療などの原資とすべくゲマインデから諸州政府に移転された。他方で、諸州政府から各州内ゲマインデに対しては、上記の約9億8700万 €に各州政府の独自財政からの移転資金を加えた19億3300万 €が全国のゲマインデに移転された。つまり、州政府とゲマインデとの間には双方向の財政資金移転



Quelle: KDZ: eigene Darstellung 2020; auf Basis: Statistik Austria: Gemeindefinanzdaten 2018; BMF: Verteilung der gemeinschaftlichen Bundesabgaben 2018.

図3 ゲマインデへの共同的連邦公課からの歳入割当と、諸州・ゲマインデ間での財政資金移転に関する概念図

出所: Mitterer und Pichler (2020: 18)

注: 原図はカラー表示である。

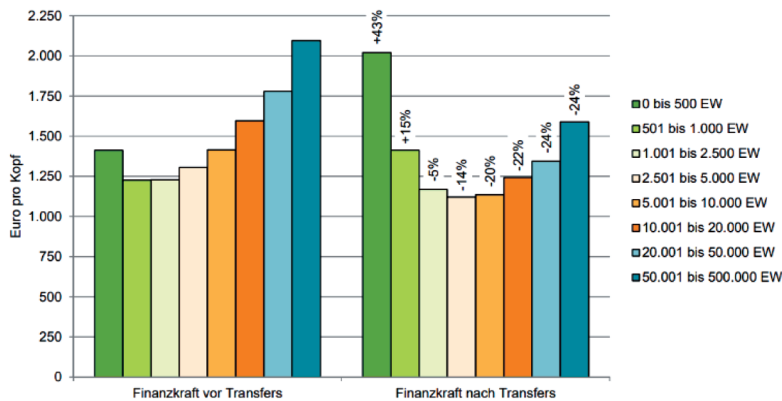
があり、その結果としてネットで見れば全国のゲマインデから9つの州政府に対して16億7600万ユーロの財政資金移転がなされたことになる。仮に共同的連邦公課からゲマインデへの歳入割当のうちいったん諸州政府が代理で受け取った約9億8700万€を勘定に入れなければ、全国のゲマインデから9つの州政府に対して26億6200万ユーロが移転されたことになる。図3がその概要を示している。

ゲマインデをめぐる垂直的財政調整と水平的財政調整の結果として、経済力の弱いゲマインデと強いゲマインデの間の財政力格差は緩和される。「全体として、諸州とゲマインデの間での財政資金移転によって資源の平衡化が実現している。ゲマインデ間の財政資金力の違いは縮小され、財政資金力の強いゲマインデから弱いゲマインデへの財政資金の移転が実現している」と Mitterer und Pichler (2020: 25) は述べ、図4を提示している。

この図から、財政調整前であろうと後であろ

うと、人口規模2501人以上のゲマインデに関しては、一般に人口規模が大きくなるに従って財政力が強くなる傾向にある、と分かる。その理由を Mitterer und Pichler (2020: 25) は地方自治体税や固定資産税などによるゲマインデ固有の税収源の多寡がゲマインデ内に立地する事業所の多寡に依存しており、より人口規模の大きなゲマインデにはより多くの事業所が立地し、中心地機能すなわち小売・消費者サービス機能も強いからであると説明している。

しかし、財政調整の結果としてその傾向は緩和されることも図4から分かる。さらに人口規模500人以下のゲマインデ(村)は、財政調整前であっても人口規模5001人~1万人のゲマインデと同等の1人当たり歳入額を得ていること、そして財政調整の結果として人口規模5万人を上回るゲマインデ(都市)よりもはるかに多くの1人当たり歳入額になること、人口規模501人~1000人の村の歳入額も大幅に増えて人口2万人~5万人規模のゲマインデ(オーストリア



Quelle: KDZ: eigene Berechnung 2020 auf Basis Statistik Austria: Gemeindefinanzdaten 2018.
Anmerkung: Finanzkraft = Ertragsanteile + eigene Steuern.

図4 人口階級別にみたゲマインデの財政調整前と後での人口1人当たり歳入額 (2018会計年度)

出所: Mitterer und Pichler (2020: 25)

注: 原図はカラー表示である。左の棒グラフ8本が財政調整前、右の8本が調整後の結果を示している。各最左端の棒グラフが人口500人以下のゲマインデの1人当たり歳入額を意味し、右にいくほど人口規模の大きなゲマインデに関する棒グラフとなる。

にあっては都市とみてよい) よりも多くなることに注目せざるを得ない。

3.2 オーストリアの州単位でみたゲマインデ財政力の差

オーストリアの州単位でみたゲマインデ財政力格差を、Kommunalkredit Austria AG et al. (2016) によって瞥見しておこう。この資料は2010年代前半期におけるゲマインデの固有税収、共同的連邦公課からの割当分配、財政資金移転、歳入総額だけでなく、歳出面でも、ウィーンを除くすべてのゲマインデの間においてどのよう

な差があったかを表と地図、そして解説によって明らかにしている。そのすべてではなく、あくまでも本稿の「1. はじめに」で触れたフォラールベルク州における緑地保全地帯をめぐるゲマインデ当局および企業と住民との間の軋轢の背景を理解するために、ゲマインデの歳入に関してどのような差がオーストリア各州の間にあったかを確認することに留める。

表1は、前節で説明したゲマインデの歳入を構成する固有税収や共同的連邦公課からの割当だけでなく、資産管理・金融取引・特別会計からの繰り入れも含めた歳入総額を示したもので

表1 オーストリアの州別にみた全ゲマインデ歳入総額 2015年 ただしウィーンを除く

州名	合計額 100万 €	人口1人 当たり €	対全国 平均比	人口	ゲマインデ 数	ゲマインデ の平均人口
Burgenland	582.1	2,025	0.696	287,470	171	1,681
Kärnten	1,450.8	2,610	0.898	555,969	132	4,212
Niederösterreich	4,396.1	2,705	0.930	1,625,400	573	2,837
Oberösterreich	4,289.0	3,010	1.035	1,424,910	442	3,224
Salzburg	1,755.0	3,286	1.130	534,030	119	4,488
Steiermark	3,595.6	2,959	1.018	1,214,945	287	4,233
Tirol	2,228.1	3,093	1.064	720,436	279	2,582
Vorarlberg	1,297.5	3,461	1.190	374,861	96	3,905
オーストリア8州合計	19,594.2	2,908	1.000	6,738,021	2,099	3,210

出所：Kommunalkredit Austria AG, Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund (Hrsg.) (2016: 37; 105) から作成。

注：歳入総額はゲマインデの固有税収・財政調整・財政資金移転・手数料料金収入だけでなく、資産管理、金融取引、特別会計からの繰り入れも含む。



図5 オーストリアの州と州都の位置 筆者原図

ある。ここから、ゲマインデの人口1人当たり歳入総額は諸州の間でかなり大きな差があり、かつ明確な西高東低の地理的パターンを取ることが分かる。最も多額に上るのはフォラールベルク州であり、ザルツブルク州とティロール州がそれに次いでいる。この3州はいずれもオーストリア西部に位置する。これに対して歳入総額が少ないのは最東部のブルゲンラント州、南部のケルンテン州、そして首都ウィーンを取り巻いているニーダーエーステライヒ州である。東部に位置してはいるもののシュタイアマルク州は全国平均を上回っている。フォラールベルク州のゲマインデの1人当たり歳入総額は全国平均の1.2倍近くでしかないというものの、最も少ないブルゲンラント州のゲマインデの1.7倍にもなる。それゆえ、オーストリアでは財政調整制度によってゲマインデ間の財政格差はその経済力格差に比べて和らげられているはずではあるが、かなり大きな差があると言わざるを得ない。ただしブルゲンラント州を除けば、その差は格段に大きいというほどではない（各州の

位置については図5を参照）。

表2はゲマインデの歳入総額の中で大きな比重を占める項目に絞って各州間の差を示したものである。ここから、最も大きな比重を占めるのは共同的連邦公課からの割当による歳入であり、これに次ぐのはゲマインデ固有の税源であることが分かる。連邦・州およびその他の公的機関からの財政資金移転の比重は、先の2つに比べればかなり小さい。

州間比較でみると、ゲマインデの経済力を直接反映するゲマインデ固有税源からの人口1人当たり歳入は、フォラールベルク州が最高であり、これにザルツブルク州、オーバーエーステライヒ州、ティロール州がこの順番で続いている。

順番は異なるが共同的連邦公課からのゲマインデ人口1人当たりで見ると割当も西部諸州でより多く、東部・南部諸州では少ない。したがって、財政調整制度は経済力の弱いゲマインデの財政力を高める機能が強いというわけでは必ずしもないことになる。この点は財政資金移転に

表2 オーストリアの州別・歳入項目別にみた全ゲマインデの人口1人当たり歳入額(€) 2015年
ただしウィーンを除く

州名	歳入項目	共同的連邦公課からの割当	ゲマインデ固有税源からの歳入	手数料・料金からの歳入	財政資金移転等からの歳入
Burgenland		745	349	180	286
Kärnten		922	446	292	286
Niederösterreich		844	448	334	243
Oberösterreich		920	532	245	426
Salzburg		1,082	571	319	303
Steiermark		846	455	280	321
Tirol		1,018	524	255	384
Vorarlberg		1,062	578	255	456
オーストリア8州合計		912	488	281	333

出所：Kommunalkredit Austria AG, Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund (Hrsg.) (2016: 41, 45, 47, 49) から作成。

注：財資金移転等からの収入の中には、連邦や州だけでなく、連邦・州・ゲマインデの各レベルでの基金、ゲマインデ連合、連邦と州の各レベルでの公的会議所、社会保険諸機構、EU などからの資金移転も含む。

よる人口1人当たり歳入額の州間の差異についてもあてはまる。いずれも西部諸州で多く、東部・南部諸州で少ないからである。

以上から、オーストリアの中でフォラールベルク州内にあるゲマインデは、東部・南部諸州のゲマインデに比べて財政力が強いということは明らかである。西部に位置するザルツブルク州とティロール州、そしてオーバーエーステライヒ州のゲマインデと比べてもそれは相対的に若干ではあるが強い。ただし、Kommunalkredit Austria AG et al. (2016) 独自の定義による財政力指標で見ると、ザルツブルク州のゲマインデのそれがより高く、フォラールベルク州のゲマインデはこれに次ぐ位置にある(表3)。

表3 オーストリアの州別にみた全ゲマインデの財政力 2015年 ただしウィーンを除く

州名	合計額 100万€	人口1人 当たり€
Burgenland	314.6	1,094
Kärnten	760.4	1,368
Niederösterreich	2,099.6	1,292
Oberösterreich	2,069.1	1,452
Salzburg	882.5	1,653
Steiermark	1,580.4	1,301
Tirol	1,110.4	1,541
Vorarlberg	614.6	1,639
オーストリア8州合計	9,431.6	1,400

出所：Kommunalkredit Austria AG, Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund (Hrsg.) (2016: 69)。

注：この表で提示されているゲマインデの財政力(Finanzkraft)は、財政調整法で定義されている財政力(Finanzstärke)と同じではない。財政調整法ではゲマインデの固有税源に共同的連邦公課からの割当を加えて財政力が定義されている。これに対して、この表では利害関係者負担金とツーリズム関連公課(Interessentenbeiträge und die Fremdenverkehrsabgabe)を含めているが、手数料・料金収入は除いているからである。

4. フォラールベルク州におけるゲマインデ間の財政力格差

オーストリアでは1970年代に極小規模ゲマインデの合併が進んだ(Lichtenberger 1997: 47)。しかし、そうした合併は東部のブルゲンラント州とニーダーエーステライヒ州、及び南部のケルンテン州とシュタイアマルク州で進んだのであって、「西部」²²⁾に位置するフォラールベルク州、ザルツブルク州、オーバーエーステライヒ州での合併は皆無だった。ティロール州での合併数もわずかではなかった。前章で確認したように、「西部」の4州のゲマインデは全体として住民1人当たりでの財政力が相対的に強い。

しかし、州全体としてみた場合のゲマインデの財政力が強いとしても、すべてのゲマインデがそうだというわけでは必ずしもない。これをフォラールベルク州の96ゲマインデに即して確認しよう。その前提として、人口という用語ではなく住民という用語を用いることの意味について補足しておきたい。

住民とは、主たる住所を登録している住民(主居住地登録住民)のことである。現在のオーストリアには主たる住所(Hauptwohnsitz)と副次的住所(weiterer Wohnsitz, Nebenwohnsitz, Zweitwohnsitz, Zusatzwohnsitzなどの用語)という概念がある。オーストリア政府が開設している行政用語を解説したホームページによれば、主たる住所とは「寝泊りする人の生活諸関係の中心地点として認められる住居がある場所」を意味する。生活諸関係の中心地点と認められるための基準は、「滞在期間、職場あるいは職業教育の位置、家族(特に子供)の住所」の3点である。これらの基準が複数の住所を持っている人の複数の住所にあてはまる場合には、より重

みのある近隣関係が存在する場所を主たる住所とする。それ以外の場所は副次的住所とする。複数の住所を持つことは個人の自由であるが、主たる住所は1つだけに限られる²³⁾。なお、住所 (Wohnsitz) という概念は、居住している場所 (Ort) のことを意味するが、ここでいう場所とは基礎的的地方自治体 (ゲマインデ) の領域内と同義である²⁴⁾。

このような住所に関する定義があるのは、別荘居住者の多いゲマインデが少ないからであると考えられる。そのようなゲマインデの人口は主居住地登録住民だけに限定されるものではない。言うなれば昼間人口と夜間人口とを識別するだけでなく、季節による人口の差異の認識がオーストリアでは重視されていることになる。当然のことながら、ゲマインデの役割としての生活関連インフラストラクチャーや公共サービスの中には、主居住地登録住民だけでなく、副次的居住地登録住民のニーズも考慮に入れる必要があるものもある。しかし、ゲマインデの財政力を判断する場合には、主居住地登録

住民の数に基づいて行なうのが順当であるとひとまず言えるであろうし、連邦政府・州政府・ゲマインデ間の財政調整もそれに基づいてなされている。なお、2015年の財政調整制度においては、2013年10月末日時点での主居住地登録住民数に基づいて共同的連邦公課から各州や各ゲマインデへの割当が計算されて決定された。しかし、本稿での住民1人当たりの歳入総額や収税力の計算は、2015年10月末日の主居住地登録住民数に基づいて行なった。

96ゲマインデの財政力格差をいくつかの指標に即して確認しよう。図6は住民1人当たり歳入総額²⁵⁾のヒストグラムである。各ゲマインデの住民数で加重せずに出した単純平均値は1,817ユーロであり、これを上回るゲマインデは18しかない (表4)。そのなかで第14位の政治行政上の州都ブレーゲンツと第17位の州最大規模人口を擁しかつ経済的な州都とも言えるドルンビルンはライントール (ライン河谷) という平野部に位置しているが、それ以外はすべてアルプスの景観を呈する山岳地に位置し、冬のスキー

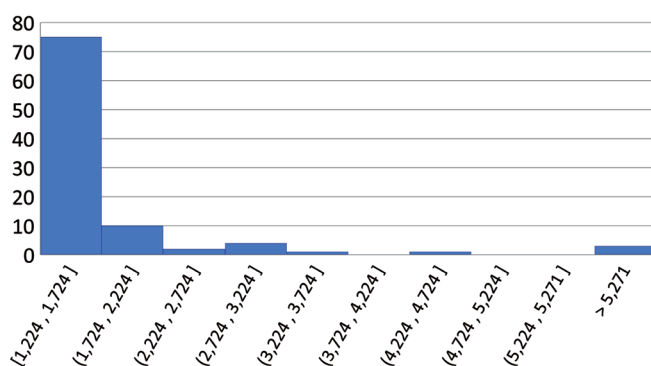


図6 フォアールベルクの96ゲマインデに関する住民1人当たり歳入総額のヒストグラム

注：横軸は住民1人当たりの歳入総額を500€単位で区分した階級を、縦軸はゲマインデ数を意味する。最小値1,224€、最大値8,551€、平均値1,817€。

資料：Amt der Vorarlberger Landesregierung, Landesstelle für Statistik (Hrsg.) (2017a) *Gemeindefinanzstatistik 2015*. S.60-63 及び Land Vorarlberg – Bevölkerungsstatistik, <https://apps.vorarlberg.at/bevoelkerungsstatistik/> (2022年9月28日取得) により筆者作成。

表4 フォラールベルク州で住民1人当たり歳入総額が州内96ゲマインデの単純平均値(1,817ユーロ)を上回るゲマインデ

順位	ゲマインデ名	2015年10月末 主居住地登録 人口	住民1人当 り歳入総額 €	住民1人当 り財政調整制 度による歳入 総額 €	住民1人当 り固定資産税 収 €	住民1人当 り地方自治体 税収 €	住民1人当 りツーリズム 関係税収 €	住民1人当 りその他の租 税公課料金等 €
1	Warth	164	8,551	2,068	564	1,454	4,077	388
2	Lech	1,518	7,995	1,792	553	1,585	3,784	281
3	Damüls	304	5,744	1,735	303	655	2,813	238
4	Schröcken	215	4,611	2,380	195	317	1,634	84
5	Brand	692	3,420	1,233	281	423	1,187	296
6	Gaschurn	1,478	3,061	1,137	178	910	735	102
7	Klösterle	665	2,850	1,210	134	765	696	46
8	Mittelberg	4,925	2,835	1,136	143	371	1,047	139
9	Bürserberg	530	2,741	1,221	129	210	811	369
10	Fontanella	447	2,662	1,923	83	195	363	98
11	St. Gallenkirch	2,202	2,330	1,122	125	306	713	64
12	Schruns	3,721	2,008	927	135	527	360	59
13	Schoppernau	956	1,942	1,091	112	229	468	41
14	Bregenz	29,194	1,926	1,199	83	444	33	168
15	Mellau	1,303	1,916	1,034	91	274	486	31
16	Reuthe	645	1,870	906	118	738	79	30
17	Dornbirn	48,157	1,850	1,293	82	434	6	35
18	Sonntag	693	1,844	1,482	49	170	93	50

資料：図6と同じ。

と春夏秋のヴァンデルング（トレッキング）を楽しめる通年リゾート型の村である（各ゲマインデの位置については図7を参照）。主居住地登録住民数も1000人未満のところが多い。ただし第12位のシュルンスは州最南部に位置するモンタフォン地域市場町（Marktgemeinde）²⁶⁾としても位置付けられているゲマインデである。また第8位のミッテルベルクは州内の他のゲマインデに行くためには北に隣接するドイツのバイエルン州アルゴイ地方に出る必要がある。ミッテルベルクの南と西に横たわる山岳を通る道路がなく、事実上の飛び地的状況にあるからである。それはともあれ、表4に示したゲマインデの間の住民1人当たり歳入総額の偏差は大きく、平均値の2倍を超える上位4ゲマインデの間ですら第1位のヴァルトのそれは第4位のシュレッケンの約1.9倍にもなり、その差は3,940ユー

ロに達する。

フォラールベルクにおいて都市としての地位²⁶⁾を持つゲマインデは上記2都市のほかに、フェルトキルヒ（Feldkirch 1人当たり歳入総額1,592€、以下同様）、ホーエンエムス（Hohenems 1,386€）、ブルーデンツ（Bludenz 1,510€）しかなく、前2者はライントールに、ブルーデンツはフェルトキルヒから南東に伸びるヴァールガウ地方の最東端部に位置する。いずれにも有力製造企業が立地しているが、住民1人当たり歳入総額の同州における単純平均値を大きく下回っている。都市間での偏差も比較的大きく、ブルーデンツのそれはホーエンエムスの約1.39倍で、540ユーロ多い。

市場町の地位を与えられているゲマインデの多くもライントールまたはヴァールガウの平野部に位置している。ライントールの北から南に

向かってハルト (Hard 1,456€)、ラウテラハ (Lauterach 1,424€)、ヴォルフルト (Wolfurt 1,716€)、ルステナウ (Lustenau 1,551€)、ゲッツイス (Götzis 1,464€)、ランクヴァイル (Rankweil 1,652€) が、ヴァールガウの西から東に向かってフラスタッツ (Frastanz 1,312€) とネンツィング (Nenzing 1,719€) が位置する。注9) で触れたヘルブランツ (1,264€) は山間地というよりも平場の市場町である。市場町の中で山間地に位置するのは前述のシュルンスのほかにはブレーゲンツァーヴァルトのベーツァウ (Bezau 1,670€) だけである。これら市場町の住民1人当たり歳入総額は州平均値を下回っている。しかもその間での偏差も比較的大きい。

住民数が多く、周囲の農村ゲマインデにとって中心地機能を持つ都市や市場町の1人当たり歳入総額が、農村ゲマインデに比べて特に大きいというわけではないのである。市場町の多くは1人当たり歳入総額が、フォラールベルク州の全96ゲマインデの中央値の1,480ユーロ台に近いからである。ちなみにそのうち27ゲマインデが1,400ユーロ台であり、1,300ユーロ台と1,500ユーロ台のゲマインデ数はいずれも15である。財政力が特に弱いとみなせる住民1人当たり歳入総額が1,300ユーロを下回るゲマインデは9つある。それ故、100ユーロ単位で区切れば最頻値は1,400ユーロ台と判断できる。最頻値やこれに近い値を市場町や都市の多くが示している。

ただし市場町の中で平均値に比較的近い値を、即ち比較的高い値を示すネンツィングとヴォルフルトには大規模製造企業が立地している。ネンツィングにはリープヘアヴェルク・ネンツィング社²⁷⁾ やヒドロ・エクストウルズィオン社 (Hydro Extrusion Nenzing GmbH)²⁸⁾ が、ライン

タールのヴォルフルトにはドッペルマイア社 (Doppelmayr Holding AG)²⁹⁾ とモイスブルガー・ゲオルク社 (Meusburger Georg GmbH & Co KG)³⁰⁾ という有力機械器具メーカーやハーバコルン社 (Haberkorn Holding AG)³¹⁾ という機械器具製造機能を備えた有力機械商社が立地しているし、オーストリア鉄道のコンテナターミナル駅が立地しているため、多くの企業が事業所を置いている。ちなみにライントールに位置するドルンビルンにはフォラールベルク州で第2の雇用数を誇るツムトーベル社の本社・研究開発センター・主力工場があるし、第1位のユリウス・ブルーム社の工場が2つ立地している³²⁾。ブレーゲンツにもこの企業の工場がある。その本社と開発センターがあるヘーヒスト (Höchst) の住民1人当たり歳入総額は1,619ユーロに上り、相対的に高い。ただし、ブルーム社の工場があるからといって当該ゲマインデの歳入総額が特段高くなるとは言い難い。同社工場があるフーサハ (Fußach) のそれは1,478ユーロ、ガイサウ (Gaißau) は1,418ユーロでしかないからである。

市場町の中で住民1人当たり歳入総額が比較的高いベーツァウは、ブレーゲンツァーヴァルト南部に位置するアルプスの景観に恵まれて有力リゾートとなっているゲマインデを背後にひかえ、かつブレーゲンツやドルンビルンに至ろうとすれば必ず通過する位置にあり、ツーリズム機能が比較的強い。

96ゲマインデの中央値や最頻値と比べてかなり低い住民1人当たり歳入総額1,300ユーロ未満のゲマインデについてもみておきたい。これは表5の通りである。主たる住所を登録する住民数は第92位のザンクトゲロルトを除いて約3千人から6千人台にまでわたっており、人口規模

表5 フォアールベルク州における住民1人当たり歳入総額1,300ユーロ未満のゲマインデ

順位	ゲマインデ名	2015年10月末 主居住地登録 人口	住民1人当 たり歳入総額 ユーロ	住民1人当 たり財政調整制 度による歳入額 €	住民1人当 たり固定資産税 収€	住民1人当 たり地方自治体 税収€	住民1人当 たりツーリズム 関係税収€	住民1人当 たりその他の租 税公課料金等 €
88	Satteins	2,577	1,299	1,151	52	88	0	8
89	Alberschwende	3,224	1,297	1,021	63	162	26	25
90	Ludesch	3,415	1,296	1,011	55	225	0	5
91	Hörbranz	6,332	1,264	951	54	256	1	4
92	St. Gerold	415	1,255	1,141	24	65	18	7
93	Lochau	5,746	1,248	1,039	78	106	12	14
94	Altach	6,518	1,237	977	53	195	0	12
95	Göfis	3,259	1,235	1,092	54	83	0	5
96	Zwischenwasser	3,222	1,224	1,083	52	72	1	15

資料：図6と同じ。

が大きな自治体でないことはもちろんだが、他のゲマインデと比べて特に少ないというほどでもない。

住民1人当たり歳入総額が最小のツヴィッシェンヴァッサーはランクヴァイルの東に位置する山間地の村である。アルペンライン川の支流のさらに支流になる2つの川フルツ川 (Frutz) とフレディシュ川 (Frödisch) に挟まれており、村内の主要集落はムントリクス (Muntlix)、バチュンス (Batschuns)、ダフィンス (Dafins) の3つである。2つの川は夏には水浴などやピクニックの好適地となり、村内にはスキー場もあると村を紹介するホームページ³³⁾には記されているが、スキー場の規模は小さく、2015/16ツーリズム年³⁴⁾の宿泊数はわずか4,173人泊でしかなかった (Amt der Landesregierung, Abteilung Raumplanung und Baurecht 2018)。

ゲフィスの地理的位置も類似している。これはフェルトキルヒの東に隣接する山地の村である。村の西をトンネルになっているアウトバーンが走り、村の南端にそのインターチェンジがあるが、このインターチェンジに直接通ずる道路はフェルトキルヒやフラスタンツから来ているのであって、ゲフィス内の集落から直接通ず

る道路はない。しかし、ゲフィスからフェルトキルヒ、フラスタンツ、そしてランクヴァイルに通ずる道路はあり、それゆえ村民の多くは村外で就業している。村内に宿泊施設はないので (Amt der Landesregierung, Abteilung Raumplanung und Baurecht 2018)、ツーリズムにほぼ無縁である。

ザットアインスはヴァールガウ、アルタハはライントールのそれぞれ平坦地に位置する村である。ロハウの大部分はライププラハタールの平坦地にあるが、山地斜面にも家屋が点在する村である。アルバシュヴェンデはドルンビルンやヴォルフルトからブレーゲンツァーヴァルトに入る最初の村である。この位置のゆえに宿泊施設は若干あるが、2015/16ツーリズム年の宿泊数は24,506人泊で96ゲマインデ中第45位であり (Amt der Landesregierung, Abteilung Raumplanung und Baurecht 2018)、フォアールベルクの中では特に多いわけでも少ないわけでもない。

ザンクトゲロルトはグローセスヴァルザータールというアルプスの景観を呈する山岳地に位置する。人口で見ると少ない方から数えて第15位である。村内にさしたる就業機会はないが、ヴァールガウの平坦地にある企業への通勤に支

障をきたすほどの距離ではない。他方、ルデシュはヴァールガウの平坦地にあり、企業誘致のために緑地保全地帯の削減を決定した首長や村議会と住民有志との間で軋轢が起きた村である。

これらの財政力が弱いゲマインデの歳入面での共通点は、固有税源からの1人当たり税収が極めて少なく、共同的連邦公課からの割当が歳入総額の70%前後を占めるという点である。財政調整制度全体による歳入額はその70%台後半から90%前後を占める。そこで、財政力の強弱に関する一般的な傾向があるか否かをいくつかの点散布図で確認したい。

図8は、ゲマインデの主居住地登録住民の人口規模と住民1人当たりゲマインデ歳入総額の関係を示したものである。一見したところ、負の指数曲線に近い関係があるかのように見える。しかし、点分布の形状を子細に観察すれば、人口小規模のゲマインデの中で住民1人当たり歳入総額が格段に大きい12か所の間での1人当たり歳入総額に大きな差があり、かつ主居住地登録住民数1万人以上の10ゲマインデの間での1人当たり歳入総額にあまり差がないことによっ

て、一見したところの負の指数曲線であるかのような形状のグラフになっていることが分かる。それら22ゲマインデを96ゲマインデから除いた74ゲマインデの間だけで見れば、人口と歳入総額との間の相関係数は -0.203 と極めて低くなる。

実はフォラールベルク州の全ゲマインデの歳入合計額の中で大きな比重を占める歳入項目は、財政調整制度に基づくものであり、歳入総額の約67%を占める。ゲマインデの固有租税公課の比重は約33%でしかない。その中では、地方自治体税の比率が最も高い(表6)。これに次ぐのは固定資産税である。これは土地所有者や住宅家屋などの不動産を所有している人に対して課される租税である³⁵⁾。全歳入額に占めるその比率はわずか5%弱でしかない。第3に重要なのはゲスト税(Gästetaxe)とツーリズム振興寄与金(Tourismusbeiträge)の2つからなるツーリズム関連の租税公課である。この2つを合計すると4%強の比重となる。

ゲスト税とは、当該ゲマインデに主居住地登録をしていない人物がそのゲマインデに宿泊す

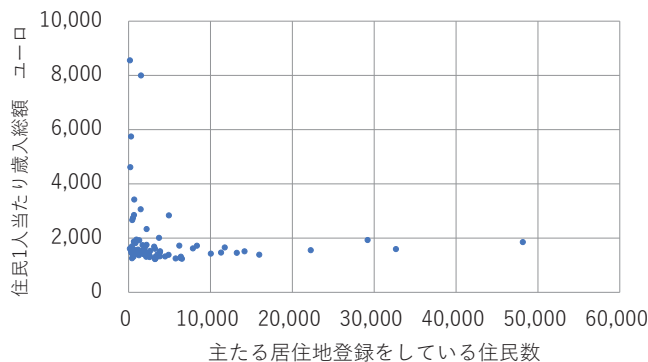


図8 フォラールベルク州のゲマインデに関する主居住地登録住民数と1人当たりゲマインデ歳入総額との関係

資料：図6と同じ。

注：人口小規模かつ1人当たり歳入総額2000€以上の12ゲマインデと人口1万人以上の10ゲマインデとを除く74ゲマインデに関する相関係数は -0.203 。

る場合に負担する税金であって、税額については各ゲマインデ議会によって毎年決定される。例えばブレーゲンツの場合、ゲスト税は1泊につき1.5ユーロと規定されている³⁶⁾。ただし15歳未満の子供や主居住地登録をしていない生徒、3週間以上滞在してブレーゲンツ市内の事業所で勤務する人、病院入院患者、無償で宿泊する人、3か月間滞在する人などについては免除さ

れる。

ツーリズム振興寄与金とは、フォラールベルク州ツーリズム支援法³⁷⁾に基づいて、ゲマインデがツーリズム振興のために行なう事業の原資とするためにツーリズム関係の自営業者から徴収する公課である（ツーリズム支援法第7条）。ツーリズムがゲマインデにとって特に重要であると認める場合にはツーリズムゲマインデであると宣言することができる（ツーリズム支援法第2条）。これを宣言し、ある年の11月1日から翌年の10月31日までと定義されるツーリズム年の過去3年間に於いて年平均10万人泊の宿泊客数を記録したゲマインデは、ツーリズム振興のための企業あるいは協会を設立して振興事業を行なうことが、ツーリズム支援法第3条と第4条で規定されている。

前述したゲマインデ固有課税の住民1人当たりの金額とゲマインデ歳入総額との関係を調べてみよう。図9は、各ゲマインデの住民1人当たりツーリズム関係税収額と住民一人当たり歳入総額との関係を描いたものであり、2つの変

表6 フォラールベルク州における全ゲマインデの項目別歳入額 2015年

項目		金額 ユーロ	比率 %
財政調整制度に基づく歳入		419,402,113	66.5
固有 租税 公課	固定資産税	29,922,235	4.7
	地方自治体税	140,639,130	22.3
	ゲスト税	12,921,930	2.0
	ツーリズム振興寄与金	13,309,706	2.1
	犬税	789,085	0.1
	行政公課	1,086,939	0.2
	その他の租税公課	12,833,930	2.0
合計	630,905,068	100.0	

出所：Amt der Vorarlberger Landesregierung, Landesstelle für Statistik (2017a: 62-63) から筆者作成。

注：資料によれば合計額は630,905,069ユーロと記されているが、各項目別の数値を合計すると表に示した数値になる。

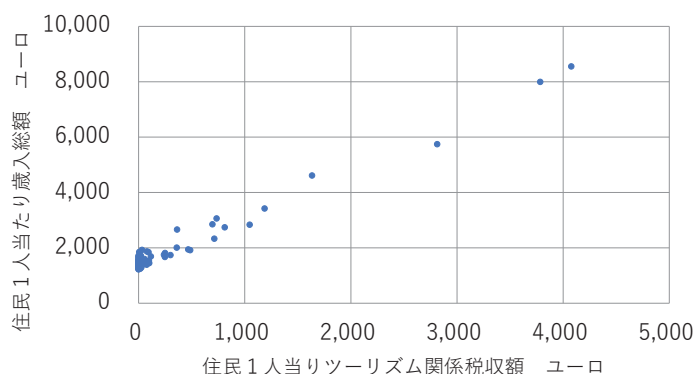


図9 フォラールベルク州のゲマインデの住民1人当たりツーリズム関係税収額と1人当たりゲマインデ歳入総額との関係

資料：図6と同じ。

注：96ゲマインデに関する2つの変数の相関係数は0.988。しかし、1人当たりツーリズム関係税収額200ユーロ以上の18ゲマインデを除いた78ゲマインデについての相関係数は0.344。

数の間には明確な正の相関関係があるかのように見える。実際、その相関係数は0.988と非常に高い。しかし、それは住民1人当たりツーリズム関係税収額が200ユーロ以上の18ゲマインデ相互間の関係によって作られたものであって、それを除く他の78ゲマインデについての上記2つの変数の間の相関係数は0.344と低い。したがって、州内の多くのゲマインデにとってツーリズム関係税収額が一人当たり歳入総額を左右しているとは言い難い。

住民1人当たり地方自治体税と住民1人当たり歳入総額との関係を描いた図10からも、表面的には正の相関関係があるかのように見える。その相関係数は0.692である。しかし、これは後者が2,000ユーロを上回る12のゲマインデにおいて、住民1人当たり地方自治体税が高ければ高いほど1人当たり歳入総額が増える関係があることによっていることは明らかである。これを除く84ゲマインデの間での相関係数は0.368でしかなく、あまり関係がないことも明らかである。ただし、1人当たり地方自治体税額が約500ユー

ロ以上かつ1人当たり歳入総額が2,000ユーロ未満の10ゲマインデの間でもわずかながら正の相関関係が認められる。そこでこれも除いた74ゲマインデの間だけで相関係数を計算すると、0.166と極めて低くなり、相関関係はほとんどなくなる。

住民1人当たり固定資産税と住民一人当たり歳入総額との関係を描いた図11についても、上で指摘した特徴が認められる。96ゲマインデ間の相関係数は0.964と高いが、1人当たり歳入総額が2,000ユーロ以上のゲマインデや、たとえこれが2,000ユーロ未満であっても1人当たり固定資産税額が100ユーロ以上の5ゲマインデ（いずれもアルプスの景観の村）を除く79ゲマインデについて、その2つの変数の間の相関係数は0.410と低い。

住民1人当たりの財政調整制度による歳入額と住民1人当たりの歳入総額との関係を描いた図12でも、1人当たり歳入総額が2,000ユーロ以上の12ゲマインデが引っ張る形で0.648の相関係数となり、正の相関関係があるかのように

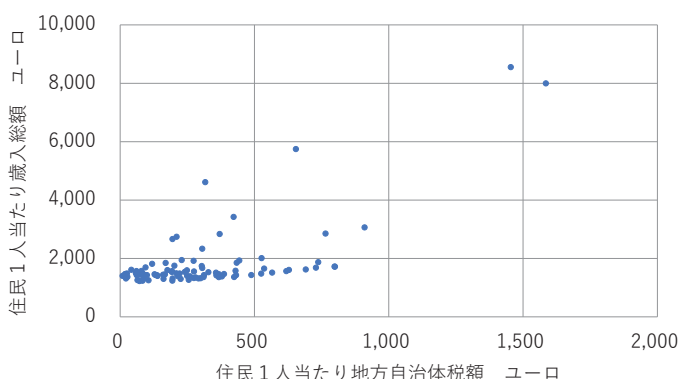


図10 フォラールベルク州のゲマインデの住民1人当たり地方自治体税額と1人当たりゲマインデ歳入総額との関係

資料：図6と同じ。

注：96ゲマインデに関する相関係数は0.692。しかし、1人当たり歳入総額2,000ユーロ以上の12ゲマインデ、及びこれが2,000ユーロ未満であっても1人当たり地方自治体税額500ユーロ以上の10ゲマインデの2グループを除く74ゲマインデに関する相関係数は0.166。

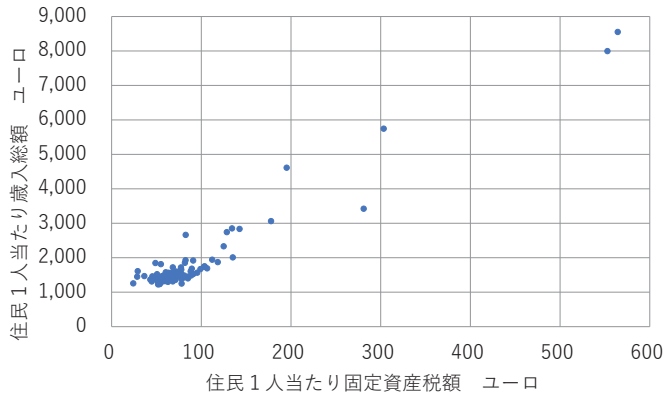


図11 フォラーベルク州のゲマインデの住民1人当たり固定資産税額と1人当たりゲマインデ歳入総額との関係

資料：図6と同じ。

注：96ゲマインデ間の相関係数は0.964。しかし、1人当たり歳入総額2,000ユーロ以上の12ゲマインデと、2,000ユーロ未満であっても1人当たり固定資産税額100ユーロ以上の5ゲマインデを除く79ゲマインデに関する相関係数は0.410。

見える。しかし、これらを除いた84ゲマインデ間の相関係数は0.116でしかなく、相関関係がほとんどない。ただし、ゲマインデの住民1人当たり固有課税4税（地方自治体税、固定資産税、ゲスト税、ツーリズム振興寄与金）による税収額と財政調整による1人当たり歳入との関係を描いた図13から、前者の収入額が1,000ユーロを超える11ゲマインデと、これを下回っているが

後者が2,000ユーロに近い1ゲマインデを除くと、かなりきれいな右下がりの曲線を84ゲマインデは描く。この12ゲマインデは表4に示されている上位12ゲマインデと同じである。その意味で、この2つの変数で異常値を示しているともみなしうる12ゲマインデを除けば、相関係数は-0.709と比較的負の相関関係が強い。財政調整によって収税力が弱いゲマインデにより多く

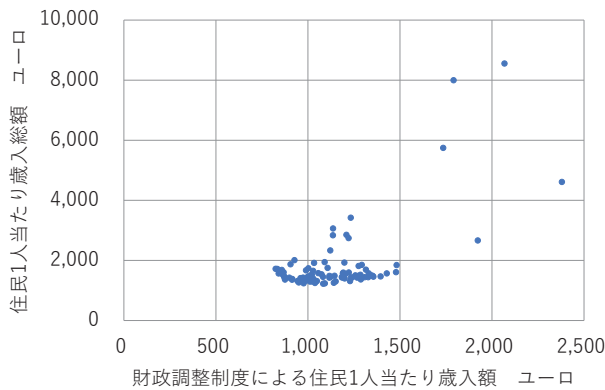


図12 フォラーベルク州のゲマインデの住民1人当たり財政調整制度による歳入額と1人当たりゲマインデ歳入総額との関係

資料：図6と同じ。

注：96ゲマインデの相関係数は0.648。しかし1人当たり歳入総額2,000ユーロ未満の84ゲマインデに関する相関係数は0.116。

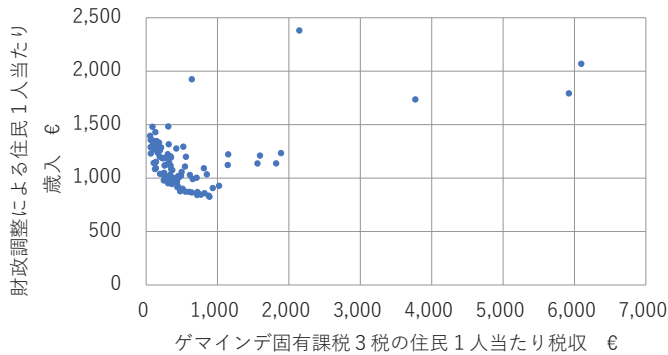


図13 フォラールベルク州のゲマインデに関する4つの固有課税の住民1人当たり税収と財政調整による住民1人当たり歳入額との関係

資料：図6と同じ。

注：住民1人当たり固有課税4税収入1,000ユーロ以上の11ゲマインデと、これを下回るが財政調整による歳入額が2,000ユーロに近い1ゲマインデを除く84ゲマインデに関する相関係数は -0.709 。

分配されていると判断できる。

とはいえ、財政調整制度によって他のゲマインデよりも多くの1人当たり歳入額を得ているゲマインデは1人当たり歳入総額も非常に大きいゲマインデであることが注目される。それはシュレッケン、ヴァルト、フォンタネラ、レヒ、ダミュールスであり、いずれも主居住地登録住民数が非常に少ないゲマインデである。住民数が少ないゲマインデではたとえ1人当たりの固有租税公課による歳入が多いとしても、その総額は多くなりようがない。したがって公共サービスのためのインフラを整備するための十分な財政資金が潤沢であるとは限らない。そうしたゲマインデには財政調整によってより多くの財政資金が配分される仕組みになっていると考えられる。

前述したように、Mitterer und Pichler (2020)は、中心性の高いゲマインデがより多くの1人当たり歳入総額を得る傾向にある、と述べていた。主居住地登録住民数が少ないゲマインデの中心性は一般的に低く、相対的により多くの財政調整による資金配分がなされる傾向がフォ

ラールベルクにもあると考えられる。しかし図14は、人口1万人前後以上の中心性が比較的高いゲマインデの中で人口規模の増大とともに1人当たりより多くの財政調整による資金配分がなされる傾向があることを示している。他方で、例えば人口1千人未満の極小規模ゲマインデにも1人当たりより多くの財政調整制度による資金配分がなされる傾向がある。もちろん、ゲマインデの歳入総額に占める財政調整制度による歳入額の比重が大きいため、図14が示すパターンは図8のそれと類似するのは当然である。

5. おわりに

以上の検討から、フォラールベルク州の96ゲマインデ間に財政力格差があるか否か、あるとすればそれはどのような格差か、という問題については次のように答えることができる。

財政力格差を主居住地登録住民1人当たりの歳入総額で計測するならば、財政力格差は存在しているし、その格差の程度も大きい。格差には明確な空間的パターンがある。アルプスの景

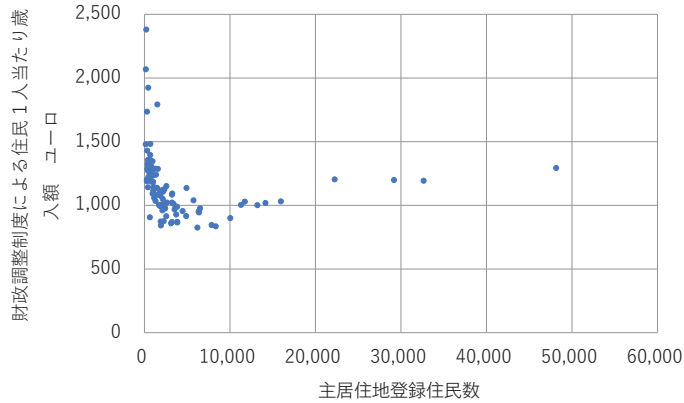


図14 フォラルベルク州のゲマインデの主居住地登録住民数と財政調整制度による住民1人当たり歳入額の関係

資料：図6と同じ。

観を示す山岳地で冬のスキーと春夏秋のヴァンデルングの機会に恵まれているゲマインデは、そうでないゲマインデに比べて財政力が格段に高いからである。

その一方で山間地や斜面地に位置するゲマインデであってもその機会にさほど恵まれていないゲマインデの財政力は低い。平野部に位置するゲマインデについては政治的首都ブレーゲンツと経済的首都ドルンビルの財政力は高い。しかし、中心地機能を持つがゆえに都市や市場町を名乗るゲマインデが比較的高い財政力を示すわけでは必ずしもない。むしろ、平野部の人口小規模なゲマインデであっても、大規模製造事業所や有力製造事業所が複数立地していれば財政力が比較的高くなる。その典型はライントールのヴォルフルトやクラウスとヴァールガウのネンツィングである。ただし、アルプス景観を呈して年間を通じて観光客が多い山村のゲマインデを除けば、財政力格差の明確な空間的パターンがあるとは言い難い。

以上のようなフォラルベルク州96ゲマイン

デ間の財政力格差は、オーストリア独特の財政調整制度とゲマインデ固有税に関する制度がもたらしたものである。ゲマインデ固有税の中では、立地する事業所で雇用されている従業員の賃金給与に連動して企業が納入する地方自治体税の比重が大きいため、従業員数の多い大規模製造事業所や、給与水準の高い職種の従業員が多く働いている事業所が立地していれば、財政力は強くなる傾向がある。しかし、この要因によって財政力格差が作り出されているとは言い難い。むしろゲマインデ固有税のなかで観光関連の租税公課が財政力格差の明白な空間的パターンをつくり出しているのである。

しかし、アルプス景観に恵まれて年間を通じて観光客が多いゲマインデの主居住地登録人口の数は非常に少ないのが一般的である。したがってそうしたゲマインデの財政規模はさほど大きくない。ゲマインデが住民のために提供するサービスを維持するためには、インフラストラクチャーの整備を必要とするし、いかに1人当たり収税力が高くてもインフラ整

備のために必要とする財政資金が潤沢であるとは限らない。したがって、「生活の基本的諸機能」を滞りなく住民が営むことができるだけのインフラストラクチャーが整備されているか否か、公共サービスが十分提供されているか否か、これに関する空間的パターンが存在するか否か、という問題は別途検討する必要がある。

なお、地方自治体税を増やすために企業誘致をゲマインデ首長や議会が意図し、そのために緑地保全地帯を削減して事業所用地を整備したとしても、財政力が格段に高くなるわけでは必ずしもないであろう。そうした事業所用地に賃金水準の高い従業員を多く雇用する企業が立地すればある程度の財政力の向上が期待できるが、オーストリアの財政調整制度とそのもとでのフォラールベルク州政府の政策如何で、企業立地に恵まれないゲマインデであっても、住民の「生活に関する基本的諸機能」を発揮するに十分なインフラストラクチャーの整備と公共サービスの提供は可能と考えられる。この点についての説明は将来の課題としたい。

付記：本稿は日本学術振興会科学研究費の助成を得て遂行している基盤研究(C)「エコ社会的市場経済原則の下での「場所に関する戦略的経営」の経済地理学的研究」(2019～2022年度 課題番号19K01191)による研究成果の一部である。

注

1) インフラストラクチャーという用語は多義的であるが、Cowie (1989: 641) には *Infra* という見出し語の中での小見出しとして *infrastructure* が提示され、“(economics) stock of fixed capital equipment in a country (eg roads, railways, power-stations, water supply, etc)” と記されている。また、Wahrig (1975: 1932-1933) では “alle für die Wirtschaft (od. Das Militär) eines Landes notwendigen Einrichtungen u.

Anlagen, die nur mittelbar der Produktion (od. der Verteidigung) dienen, z.B. Straßen, Eisenbahnen” と説明されている。つまり道路や鉄道などの土地に固定されている社会的間接資本をインフラストラクチャーは意味する。なお Jochimsen und Gustafsson (1970) や Frey (2005) によれば、この用語は本来 *infrastructure* というフランス語に由来しており、鉄道に関する専門用語だったが、1960年代に NATO (北大西洋条約機構) に関わる軍関係者の間での軍事用語として用いられる一方で、第1回ノーベル経済学賞受賞者のオランダ人経済学者ヤン・ティンベルヘン (Jan Tinbergen) やヨーロッパ経済共同体内の作業グループも上記の経済的な意味で使った用語であり、西欧では経済活動を支える基盤的設備の意味で1960年代に用いられ始めていた。しかし1960年代の日本には普及していない用語だったので、例えば大阪市立大学経済研究所 (1965) に見出し語として採用されなかっただけでなく事項索引にもない用語だった。これの改訂版である大阪市立大学経済研究所 (1979: 301) では「経済政策」という用語の説明の中で新野幸次郎が物理的構築物だけでなく職業教育や研究開発も意味する用語であると言及したので事項索引に取り上げられたが、見出し語にはならなかった。ちなみに大阪市立大学経済研究所 (1965) における「経済政策」という用語の解説を執筆したのは新野であるが、これの文章中にインフラストラクチャーという用語はなかった。

2) 1945年12月20日から1966年4月19日までオーストリア国民党が首相の座を、オーストリア社会主義党が副首相の座を保持し、閣僚の数も両党で分け合う連立政権だった。1945年4月27日から同年12月20日までは、その両党に加えてオーストリア共産党も連立政権に入っていた。1970年4月21日から1983年5月24日まではオーストリア社会主義党の単独政権だった。1983年5月24日から1987年1月21日までは、オーストリア社会主義党とオーストリア自由党との連立政権だった。1987年1月21日から2000年2月4日まで、及び2007年1月11日から2017年12月8日までは、オーストリア社会民主党 (1991年に社会主義党から改名) とオース

トリア国民党の連立政権だった。Regierungen seit 1945. Zusammensetzung der Regierungen seit 1945 という標題のオーストリア連邦首相府のウェブサイト参照 (<https://www.bundeskanzleramt.gv.at/bundeskanzleramt/geschichte/regierungen-seit-1945.html> 2022年12月1日閲覧)。

- 3) これについては2022年11月20日に京都市にある佛教大学紫野キャンパスで開催された人文地理学会2022年大会において、「生産拡大のための土地を望む企業に抗する市民運動—オーストリアの豊かな農村的地域における現実の一側面—」というタイトルで報告した。近いうちに論文にまとめ、いずれかの学術雑誌に投稿する予定である。
- 4) <http://www.verfassungen.at/indexheute.htm> 2022年11月5日閲覧。
- 5) <https://www.bmf.gv.at/themen/budget/finanzbeziehungen-laender-gemeinden/finanzbeziehungen-allgemeine-informationen.html> 2022年11月5日閲覧。
- 6) オーストリア憲法第118条第3項の原文には、örtlich という形容詞が3・4・6・7・9の各活動について付されているが、それ以外の活動にも当てはまる形容詞である。örtlich とはゲマインデが存在している場所のことを意味し、したがってゲマインデの領域の範囲内という意味になる。また polizei という名詞が3～9の活動すべてに付されているが、これを警察と直訳するのではなく、安全に関わる監視・見守りという行為や危険が生じた場合にその危険を防ぐ直接的行為と解釈するのが妥当と考える。
- 7) Landesrecht konsolidiert Vorarlberg: Gesamte Rechtsvorschrift für Gemeindegesetz, Fassung vom 05.11.2022 <https://www.ris.bka.gv.at/GeltendeFassung.wxe?Abfrage=LrVbg&Gesetzesnummer=20000047> 2022年1月5日閲覧。
- 8) 「生活の基本的諸機能」とは、地域整備 (Raumordnung) の具体的な側面として地域計画・都市計画の専門家 Partsch (1970) によって提唱され、1970年代末から1980年代を通じてドイツの社会地理学ミュンヘン学派 (Maier et al. 1977) の指導原理となった概念である。Maier et al. (1977) の訳書では「人間存在基礎諸機能」と和訳されたが、

Dasein というドイツ語は生活と和訳する方がその概念を理解しやすいと筆者は考える。

- 9) 筆者はフォアールベルクの調査研究のために滞在した2017年に、ロハウ (Lochau) 村にある宿泊施設を利用した。その際に同村役場近くの小路に、Volksschule とは別に Musikschule の所在を示す標識があることに気がついた。2022年12月時点でロハウ村の音楽学校をインターネットで検索すると、ロハウ村にはそれがなくなっているが、北に隣接するヘルブランツ (Hörbranz) 町にあるライブラハタール音楽学校 (Musikschule Leiblachtal) のホームページに誘導された。これは、ライブラハタール地域に位置する5つのゲマインデ (Eichenberg, Hohenweiler, Hörbranz, Lochau, Möggers) が協力して運営する音楽学校になったと判断できる。ただしヘルブランツにあるこの音楽学校は1981年に設立されたのでその歴史は40年を超える (<https://www.musikschule-leiblachtal.at/musikschule/ueber-uns> 2022年12月19日閲覧)。ちなみにフォアールベルク州には「フォアールベルク音楽学校機構」(Vorarlberger Musikschulwerk) という州内18の音楽学校が加盟する団体 (Verein) があり、これのホームページに音楽学校は主宰者としてのゲマインデによって財政的に維持され、州政府によって支援されていると記されている。音楽学校は主として子供の情操教育に資することが期待されているが、子供だけでなく大人も受講できるコースが用意されている <https://www.musikschulwerk-vorarlberg.at/vorarlbergermusikschulwerk/servicestelle> 2022年12月19日閲覧。
- 10) <https://www.staedtebund.gv.at/organisation/oesterr-staedtebund/> 2022年11月5日閲覧。
- 11) <https://gemeindebund.at/ueber-uns-ueber-den-gemeindebund/> 2022年11月7日閲覧。1947年に結成された団体であることは、その70周年史 (Österreichischer Gemeindebund 2017:7) に記されている。なおゲマインデは、州単位で結成されているゲマインデ連合に加盟しており、オーストリアゲマインデ連合は8つの州の各ゲマインデ連合の連合組織とみなすことができる。
- 12) 原文は本稿の注4) に記した出典によれば、次

の通りである。“Der Österreichische Gemeindebund und der Österreichische Städtebund sind berufen, die Interessen der Gemeinden zu vertreten.”

- 13) KDZ とは Kommunalwissenschaftliches Dokumentationszentrum (地方自治体学文書記録センター) という名称の略記であり、その運営主体は地方自治体学文書記録協会 (Verein Kommunalwissenschaftliches Dokumentationszentrum) である。
- 14) オーストリアの会計年度は暦年単位であり、1月1日から12月31日までである <https://www.laenderdaten.de/wirtschaft/geschaeftsjahr.aspx> 2022年12月1日閲覧。
- 15) Kommunalsteuerに関するくわしい説明は、オーストリアに立地する企業が加盟しなければならないオーストリア経済会議所のホームページで詳しく説明されている <https://www.wko.at/service/steuern/Kommunalsteuer.html> 2022年11月6日閲覧。
- 16) 住宅建設支援金税については次のウィーン市のウェブサイト参照 <https://www.wien.gv.at/finanzen/abgaben/wohnbauforderungsbeitrag.html> 2022年11月6日閲覧。
- 17) 雇用主負担金 (Dienstgeberbeitrag) については、オーストリア経済会議所の次のウェブサイト参照 [https://www.wko.at/service/steuern/Dienstgeberbeitrag_zum_Familienlastenausgleichsfonds_\(DB\).html](https://www.wko.at/service/steuern/Dienstgeberbeitrag_zum_Familienlastenausgleichsfonds_(DB).html) 2022年11月6日閲覧。
- 18) 2021年における共同的連邦公課の税収は、売上税30.648百万€、賃金税30.096百万€、法人税9.821百万€、石油税3.968百万€、査定所得税4.473百万€、自動車保険税2.680百万€)、資本収益税4.217百万€だった。(<https://www.bmf.gv.at/themen/budget/finanzbeziehungen-laender-gemeinden/besteuerungsrechte-abgabenertraege.html> 2022年11月7日閲覧)。
- 19) 依拠している Mitterer und Pichler (2020:10) での原語は次の通りである。“Oberverteilung: vertikale Verteilung der gemeinschaftlichen Bundesabgaben auf die drei Gebietskörperschaftsebenen (Bund, Länder, Gemeinden).”
- 20) “Länderweise Unterverteilung der Gemeindemittel:

horizontale länderweise Verteilung der Gemeindeertragsanteile (Bildung der Ländertöpfe)” の和訳である。

- 21) “Gemeindeweise Unterverteilung der Gemeindemittel: horizontale Verteilung der Ertragsanteile auf die einzelnen Gemeinden innerhalb der Länder“ の和訳である。
- 22) リヒテンベルガーはオーストリアを構成する9州の地理的位置を上のように表現しているが、素直に地図を見れば、西部とはティロール、フォラールベルク、ザルツブルクの3州であって、オーバーエーステライヒを西部に位置づけるのはやや無理がある。しかし、リヒテンベルガーが言う西部とはドイツのバイエルンやスイスと国境を接し、東西冷戦時代の西側諸国との人的・経済的・社会的交流が活発だったのに対して、東部の2州はチェコ・スロバキア・ハンガリーと国境を接し、南部の2州は旧ユーゴスラビアと国境を接していることに影響されての表現と推測される。ちなみにティロールとフォラールベルクはフランス軍が、オーバーエーステライヒの大部分とザルツブルクは米軍が、ケルンテンとシュタイアマルク、そして東ティロールは英軍が占領統治し、ニーダーエーステライヒとブルゲンラントはソ連軍が占領統治した。ウィーンは占領4か国の各軍による分割統治となった (Lichtenberger 1997:34)
- 23) <https://www.oesterreich.gv.at/lexicon/H/Seite.990076.html> 2022年11月18日閲覧。
- 24) <https://www.oesterreich.gv.at/lexicon/W/Seite.991365.html> 2022年11月18日閲覧。
- 25) ここで言う歳入総額とは、「3.2 オーストリアの州単位でみたゲマインデの財政力」で述べた歳入総額と同一ではない。資産管理・金融取引・特別会計からの繰り入れを含んでいないからである。フォラールベルク州におけるゲマインデ財政の比較にあたって用いる歳入総額とは、ゲマインデ固有税収と共同的連邦公課からの割当、連邦やフォラールベルク州政府との間での財政資金移転の合計である。また固有税収には地方自治体税・固定資産税だけでなく、ツーリズム関連の公課や犬税などの様々なゲマインデ独自の租税公課と手数料・料金収入を含んでいる。

- 26) フォアールベルク州のゲマインデ法第13条第1項で、同州における都市とは、「その住民数の故に、あるいはさもなければゲマインデの領域を超える比較的大きな範囲で傑出して格別な意義を持つゲマインデに対して、州政府が規則を通じて「都市」という名称を名乗る権利を付与することができる」と規定されていることに基づいて都市を名乗っているゲマインデである。他方、市場町とは、13条第2項で「その住民数の故に、あるいはさもなければゲマインデの領域を超える範囲で特別な意義を持つゲマインデに対して、州政府が規則を通じて「市場町」という名称を名乗る権利を付与することができる」と規定されていることに基づいて市場町を名乗っているゲマインデである。Landesrecht konsolidiert Vorarlberg: Gesamte Rechtsvorschrift für Gemeindegesetz, Fassung vom 13.11.2022 <https://www.ris.bka.gv.at/GeltendeFassung.wxe?Abfrage=LrVbg&Gesetzesnummer=20000047> 2022年11月13日閲覧。
- 27) 2018年時点で、州内雇用数でみた同州第3位(1640名)、販売高4億6200万ユーロ、輸出比率99%の大企業である(Russmedia Verlag GmbH 19.3.2019:10)。山本(2019:83-90)において、この企業について詳述してあるので参照されたい。
- 28) 2018年時点で、州内雇用数でみた同州第28位(410名)、販売高2億2000万ユーロ、輸出比率75%のアルミニウム製造企業である(Russmedia Verlag GmbH 19.3.2019:10)。ノルウェーの Norsk Hydro ASA というアルミニウム製造を主たる事業とする多国籍企業の子会社で1972年にネンツィングに立地した。これはノルスク・ハイドロ社にとってスカンジナビア以外に設立した最初の製造子会社である(<https://www.hydro.com/nenzing> <https://www.hydro.com/de-DE/uber-hydro/das-ist-hydro/wichtige-fakten/> 2022年12月6日閲覧)。
- 29) 2018年時点で、州内雇用数で第4位(1357名)、販売高8億4600万ユーロ、輸出比率80%の大企業である(Russmedia Verlag GmbH 19.3.2019:10)。山本(2019:90-96)において、その元になったケーブルカー・ロープウェーを製造するドッペルマイア・ザイルバーネン社について詳述してあるので参照されたい。
- 30) 2018年時点で、州内雇用数で第6位(1130名)、販売高3億800万ユーロ、輸出比率93%の大企業である(Russmedia Verlag GmbH 19.3.2019:10)。この企業はゲオルク・モイスブルガーが1964年に1人職人企業を立ち上げ、その後急成長して1980年にヴォルフルトに現在の拠点を設立した。2010年代に中国、トルコ、アメリカ、メキシコ、インドに相次いで製造子会社を設立した多国籍企業である。その主要製品は精密金型を初めとする金属器具である(<https://www.meusburger.com/EN/GB/info/history> 2022年12月6日閲覧)。
- 31) 2018年時点で、州内雇用数で第37位(350名)、販売高4億5300万ユーロ、輸出比率44%の企業である(Russmedia Verlag GmbH 19.3.2019:11)。1932年にブレーゲンツで金属ロープ製造の職人企業として出発し、次第に商社機能を充実させて1980年にはオーストリアの全州に支社を配置し、1990年代以降旧東欧諸国を中心に多国籍化を進めた(<https://www.haberkorn.com/unternehmen/geschichte> 2022年12月6日閲覧)。
- 32) ツムトーベル社とユリウス・ブルーム社についても山本(2019)で詳述したので参照されたい。後者の工場立地ゲマインデについては同社ホームページで確認した(<https://www.blum.com/at/de/unternehmen/standorte/oesterreich/> 2022年12月11日閲覧)。
- 33) https://www.mint-vk.at/zwischenwasser/buerger-service/rathaus/copy_of_topaktuell 2022年12月4日閲覧。
- 34) フォアールベルクでのツーリズム年(Tourismusjahr)とは、11月から翌年の4月までの冬のシーズン、及び5月から10月までの夏のシーズンの2つから構成されており、2つの暦年にまたがる。冬のスキー客等の方が夏のヴァンデルング客等よりもはるかに多い。2015年11月から2016年4月までの宿泊を伴うツーリスト客数は5,113,642人泊、2016年5月から10月まで3,930,709人泊だった(Amt der Vorarlberger Landesregierung. Landesstelle für Statistik 2017b: 49)。ただし、この

数値にはいわゆる観光客だけでなく、ビジネスのために来訪して都市ホテルに宿泊する人々も含んでいる。

- 35) <https://www.bmf.gv.at/themen/steuern/immobilien-grundstuecke/grundbesitzabgaben-einheitsbewertung/grundsteuer.html>
<https://www.infina.at/ratgeber/grundsteuer-oesterreich-1/> 2022年12月5日閲覧。
- 36) Gästetaxeに関するブレゲンツ市ホームページでの案内
<https://www.bregenz.gv.at/buergerservice/dienstleistungen/detail/gaestetaxe/> Gästetaxeverordnung 2022 der Landeshauptstadt Bregenz (Beschluss der Stadtvertretung vom 14.12.2021)
https://www.bregenz.gv.at/fileadmin/user_upload/document/rathaus/verordnungen/20211215_Gaestetaxeverordnung_2022.pdf 2022年12月5日取得 ツーリズム支援法第13~15条 Gesetz über die Förderung und den Schutz des Tourismus
<https://www.ris.bka.gv.at/GeltendeFassung.wxe?Abfrage=LrVbg&Gesetzesnummer=20000639>。
- 37) Gesetz über die Förderung und den Schutz des Tourismus <https://www.ris.bka.gv.at/GeltendeFassung.wxe?Abfrage=LrVbg&Gesetzesnummer=20000639>。

文 献

- 安藤明&イルメリン・キルヒナー (2005a) 「オーストリアの財政調整制度 (I)」、『地方財政』 9月号、pp.211-230。
- 安藤明&イルメリン・キルヒナー (2005b) 「オーストリアの財政調整制度 (II)」、『地方財政』 10月号、pp.231-250。
- 安藤明&イルメリン・キルヒナー (2005c) 「オーストリアの財政調整制度 (III)」、『地方財政』 11月号、pp.182-208。
- 安藤明&イルメリン・キルヒナー (2005d) 「オーストリアの財政調整制度 (IV)」、『地方財政』 12月号、pp.106-124。
- 安藤明&イルメリン・キルヒナー (2006) 「オーストリアの地方財政の概況」、『地方財政』 4月号、pp.177-217。
- 大阪市立大学経済研究所 (1965) 『経済学辞典』 岩波書店。
- 大阪市立大学経済研究所 (1979) 『経済学辞典 第2版』 岩波書店。
- 野田裕康 (2003) 「オーストリアの地方財政—政府間財政調整の構造—」、『関東学院法学』 第13巻第2号、pp.155-175。
- 山本健兒 (2019) 「地域経済とイノベティブな企業群—オーストリア・フォラールベルク州における製造企業最大4社の事例—」、『経済学研究』 (九州大学経済学会) 第86巻第1号、pp.61-111。
- Amt der Vorarlberger Landesregierung, Landesstelle für Statistik (Hrsg.) (2017a) *Gemeindefinanzstatistik 2015*。
- Amt der Vorarlberger Landesregierung, Landesstelle für Statistik (Hrsg.) (2017b) *Tourismus 2015/2016*。
- Amt der Vorarlberger Landesregierung, Abteilung Raumplanung und Baurecht (2018) Vorarlbergkarte mit Zahlen und Gemeinden. Sonderdruck für die Raumbild-Konferenz。
- Amt der Vorarlberger Landesregierung, Abteilung Raumplanung und Baurecht und Landesstelle für Statistik (Hrsg.) (2018) *Strukturdaten Vorarlberg*. Schriftenreihe der Abteilung Raumplanung und Baurecht Nr.31。
- Cowie, Anthony P. (chief editor) (1989) *Oxford Advanced Learner's Dictionary of Current English*, Forth Edition. Oxford: Oxford University Press.
- Frey, René L. (2005) Infrastruktur. In: Akademie für Raumforschung und Landesplanung (Hrsg.) *Handwörterbuch der Raumordnung*. Hannover: Akademie für Raumforschung und Landesplanung, S.469-475.
- Jochimsen, Reimut und Kurt Gustafsson (1970) Infrastruktur. In: Akademie für Raumforschung und Landesplanung (Hrsg.) *Handwörterbuch der Raumforschung und Raumordnung*. Zweiter Auflage. Hannover: Gebrüder Jänecke Verlag, S.1318-1335.
- Kommunkredit Austria AG, Österreichischer

- Gemeindebund und Österreichischer Städtebund (Hrsg.) (2016) *Gemeindefinanzenbericht 2016 Ergebnisse Analysen Prognosen (Rechnungsjahr 2015)*.
- Lichtenberger, Elisabeth (1997) *Österreich*. Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft.
- Maier, Jörg, Reinhard Paesler, Karl Ruppert und Franz Schaffer (1977) *Sozialgeographie*. Braunschweig: Georg Westermann Verlag. (マイヤー・ペスラー・ルッペルト・シャファー共著『社会地理学』(石井素介・水岡不二雄・朝野洋一共訳) 古今書院、1982年)。
- Mitterer, Karoline und Dalilah Pichler (2020) *FINANZAUSGLEICH KOMPAKT. Fact Sheets 2020 zum Finanzausgleich mit Fokus auf Gemeinden*. Wien: KDZ Zentrum für Verwaltungsforschung. <https://www.kdz.eu/de/wissen/studien/finanzausgleich-kompakt-fact-sheets-2020-zum-finanzausgleich-mit-fokus-auf-gemeinden>
- Österreichischer Gemeindebund (2017) *Siebzig Jahre Gemeindebund*. (<https://gemeindebund.at/website/2020/wp-content/uploads/2020/07/festschrift-70-jahre-gemeindebund.pdf>).
- Partsch, Dieter (1970) Daseinsgrundfunktionen. In: Akademie für Raumforschung und Landesplanung (Hrsg.) *Handwörterbuch der Raumforschung und Raumordnung* Band I A-H, Zweite Auflage, S.424-430.
- Russmedia Verlag GmbH (19.3.2019) Vorarlberger Nachrichten TOP 100 Vorarlbergs größte Unternehmen.
- Wahrig, Gerhard (Hrsg.) (1975) *Deutsches Wörterbuch mit einem "Lexikon der deutschen Sprachlehre"*. Sonderausgabe ungekürzt völlig überarbeitete Neuauflage. Gütersloh: Bertelsmann Lexikon-Verlag.

[九州大学名誉教授]

Disparity of Public Financial Strength among Local Governments in Vorarlberg, Austria

Kenji YAMAMOTO

The purpose of this paper is to depict disparity of public financial strength among local governments (*Gemeinden*) in Vorarlberg, Austria, and to analyze its factors. It is necessary to ask this research question in order to verify the validity of arguments of some mayors of rural municipalities in that *Land* or the federal state. They argued that the public service is to be enhanced by means of increasing municipality's own tax revenue, and they sought to attract investment of manufacturing companies for that purpose. The municipal councils concerned decided to change a part of the Green Belt (*Landesgrünzone*) on the plain of Rheintal and Walgau to an industrial estate in the 2010s in order to strengthen their respective public finance. The *Land* government of Vorarlberg decided in 1977 that the Green Belt is to be conserved forever in order to conserve the natural ecology and landscape, the area for people's local recreation, and the spatial preconditions for efficient agriculture.

Because the system of public finance of local governments in Austria is not known well in Japan, the present author introduces it at first on the basis of Mitterer and Pichler (2020) and Kommunalkredit Austria AG et al. (2016). Then he analyzes the disparity of public finance of local governments in Vorarlberg in 2015 on the basis of Amt der Vorarlberger Landesregierung Landesstelle für Statistik (2017a).

As a result, it is apparent that there is a tremendous disparity among the local governments, if one calculates and compare the revenue per inhabitant, who registers his/her main address at each municipality in Vorarlberg. We find high correlation coefficient between the total revenue per inhabitant and the municipality tax (*Kommunalsteuer*) per inhabitant among 96 municipalities in Vorarlberg. The municipality tax is paid by business establishments located in the municipality concerned and it depends on the total wage and salary paid to the employees who work at the establishments. The correlation coefficient is even very high between the total revenue per inhabitant and tax and public charge for tourism per inhabitant.

Those strong correlations are, however, attributable to a small number of municipalities which show extreme high per capita municipality tax and high per capita tourism tax and public charge. In Vorarlberg, mountainous rural municipalities with strong function of ski tourism in winter and trekking in the other seasons, show very strong financial strength per head. The most typical municipalities are Lech at the foot of Arlberg and Warth, Damüls, Schröcken in Bregenzerwald. There are some other municipalities with strong financial strength per head on the basis of their respective tourism function in Bregenzerwald as well as Klosters, Montafon and Brandnertal.

Some municipalities, where a large and successful manufacturing companies with high technology are located, also show greater strength than most of the municipalities with the exception of the mountainous municipalities with strong tourism function. Not only the cities of Dornbirn and Bregenz, but also rural municipalities of Nenzing in Walgau and Wolfurt and Klaus in Rheintal are its typical cases.

We should notice that the disparity is not so wide among most of municipalities, and that the correlation coefficient is very low between the total revenue per inhabitant and the municipality tax per inhabitant, if one excludes two types of municipalities which have either strong function of tourism or some large successful manufacturing companies. It is also the case for the correlation coefficient between the total revenue per inhabitant and the tax and public charge for tourism. The weak correlation for most municipalities may well be attributed to complicated financial redistribution system among the federation, federal states and local governments in Austria. And we find

a higher negative correlation between the municipality's own taxes (municipality tax, *Grundsteuer* or tax on real estate, and tax and public charge for tourism) and the revenue from the Austrian financial redistribution system. It is to be anticipated that a rural municipality could not increase its revenue per inhabitant remarkably, even if it could change a part of the Green Belt to an industrial estate and invite some factories to that area. Therefore, the arguments of some mayors in Vorarlberg do not seem to be valid.

The mountainous municipalities with strong tourism function get higher revenue from the financial redistribution system, although their own taxes per inhabitant are very high. Why is it so? This is a next research question. It may be rationalized, because they have a so small number of inhabitants that the total revenue may well be not large enough to construct and maintain some physical infrastructures.

Another research question is to ask if there is a disparity of *Daseinsgrundfunktionen* or the basic functions of living a life (Partsch 1970; Maier et al. 1977) among municipalities in Vorarlberg or not. If this disparity may not be so large, it may be all the more reason why we should regard the arguments of some mayors mentioned above invalid.

(Professor Emeritus, Kyushu University)